

上市町義務教育学校整備事業
事業契約書（案）
（基本設計業務）

上市町（以下「町」という。）と【●●●●】（以下「事業者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、本事業契約書の条件のほか、上市町義務教育学校整備事業事業契約約款（以下「約款」という。）の定めるところにより、公正な契約を締結するものとする。

（総則）

第1条 町及び事業者双方は、本事業契約書及び約款（以下「本事業契約」という。）と信義に従って誠実に履行しなければならない。

（契約の概要）

第2条 本事業契約の要項は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事業名 | 上市町義務教育学校整備事業 |
| (2) 事業場所 | 富山県中新川郡上市町稗田1 |
| (3) 事業期間 | 事業契約締結日～令和29年3月末日 |
| (4) 業務期間 | 事業契約締結日～【事業者の提案による日：令和●年●月●日】 |
| (5) 契約代金額 | 金【●●●●●●●●】円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額【●●●●】円) |
| (6) 支払い方法 | 約款第62条に定めるところによる。 |
| (7) 契約保証金 | 約款第37条に定めるところによる。 |

本事業契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、町及び事業者記名押印の上
各々1部を保有する。

令和 9 年 9 月●日

町 富山県中新川郡上市町法音寺 1 番地

上市町長 印

事業者 住所
氏名

(代表者名) 印